

# 第2回委員会説明資料

(平成29年10月10日開催)

## I. 日本の漁業法の歴史・制度 について

内容:「明治漁業法」と「戦後漁業法」の  
趣旨・目的とその比較

# I. 漁業法の歴史

## 1. 江戸時代の漁業制度

- 漁業制度の原型がつけられたのは江戸時代で、その元になったのが、江戸幕府が寛保元年(1741)に出した『律令要略』
  - 一 村并之魚獵場ハ村境ヲ沖見通獵場の境たり  
(村並びの漁場の境は、村境から沖への見通し線である)
  - 一 石獵者地付根付次第たり沖は入會  
(磯見漁は地先の磯根の範囲であり、その沖は入会である)
  - 一 入會魚獵藻草共に両郡之中央限之  
(入会の漁撈・採藻は、共に両郡の中央を境界とする)
  - 一 海石或ハ浦役永於納之者他村之獵場たるとも入會の例多し  
(海石や浦役永を納めている場合は、他村の漁場であっても入会の例が多い)

# 《江戸時代における漁業の監督・指導・取締》

- 徳川幕府は、諸藩における政治は各藩の自治に委せていた。
- 長州藩では、漁業の許可や取締は代官に一任されていたが、実際的には「浦島役座」を構成する浦庄屋・浦年寄等が漁業一切の事件を司り、監督・指導をするのが通例であった。
- 江戸湾では、文化13年(1816)に、武蔵・相模・上総三国の44浦の名主・漁業総代等が『内湾漁業議定一札之事』という協約を取り交わした。この協約は、江戸湾での使用漁具を三十八職(38漁法)に限定することを規定した、当時としては画期的なものであった。
- 江戸時代における漁業制度の特徴とは、名主(庄屋)等を中心とする階層的で強固な「自治組織」の存在と運営にあり、その「自治組織」が江戸時代の漁村を支えていた。

## 2. 明治政府による立法過程

- 明治政府は、明治7年(1874)、海・川・湖沼を「官有地(国有)」である旨を宣言し、翌年には、旧来の漁業に関する権利や慣行を否認し、新たな申請に基づく借用料の徴収を主体とした新漁業制度を施行(「海面借区制」)。
- この「海面借区制」の施行後、全国各地で一大紛争が勃発し、漁場秩序が混乱。その最大の要因は、「自治組織」の存在を否定したことによって、名主(庄屋)等の協力が得られなくなったことによる。
- 明治政府は、早くも明治9年には「海面借区制」を廃止し、旧慣による漁場利用の権利・慣行を承認することによって、事態収拾を図った。
- 明治34年(1901)、『漁業法』(法律第34号)が成立し、それまで各浦で伝統的に継承されてきた漁業の「慣行」が、法的裏付けをもった「漁業権」という形で権利化。
- しかし、この旧『漁業法』は、漁業権の性格について近代法的な明確さを欠いていたことなどが理由で全面改正され、明治43年(1910)に『明治漁業法』(法律第58号)が成立。

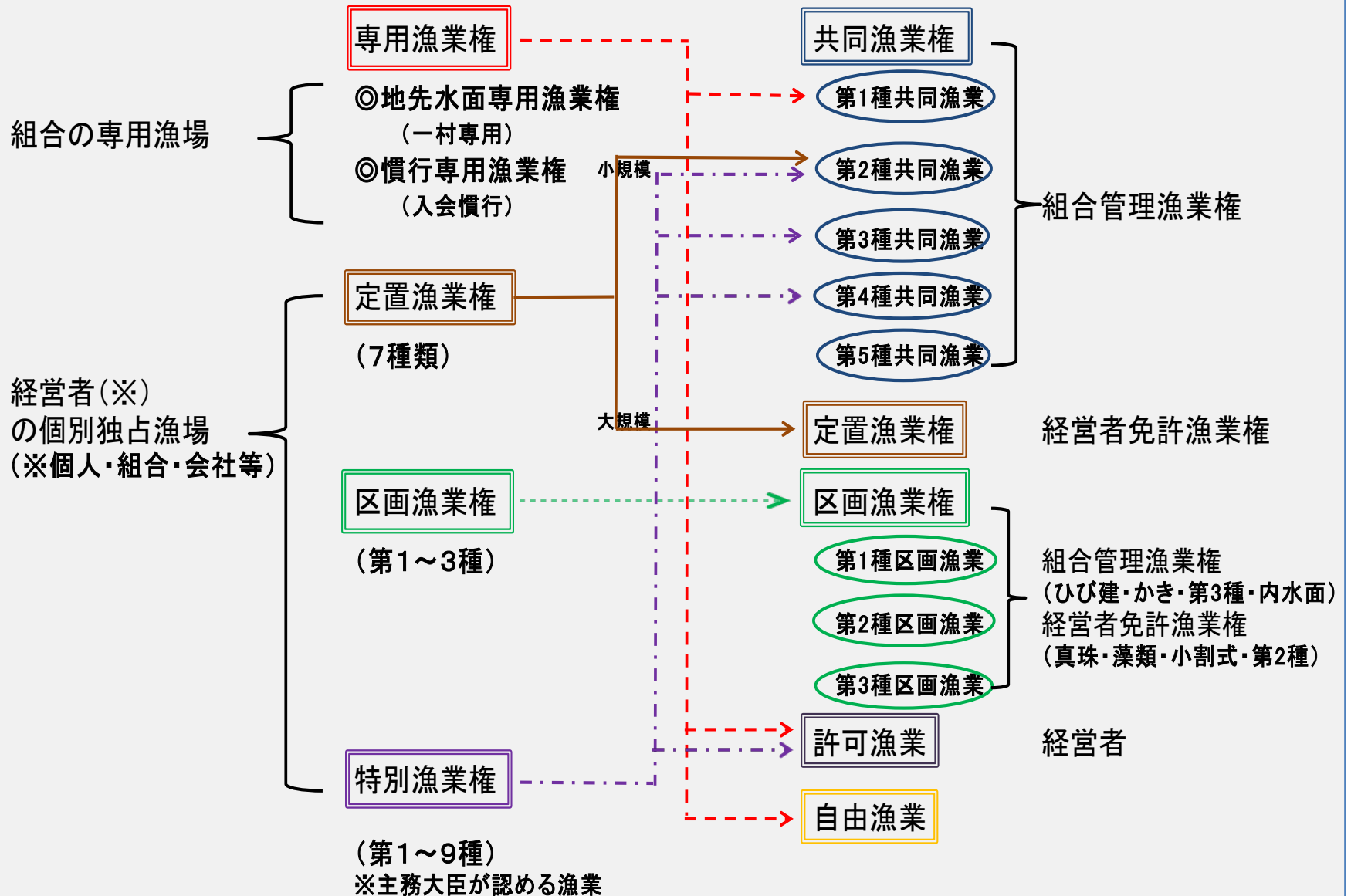
## II. 「明治漁業法」と「戦後漁業法」の比較対照

項目	明治漁業法	戦後漁業法
制定の目的	<p>◆ <u>法治国家として、江戸時代から慣習的・伝統的に継承されてきた漁業の「慣行」を、「漁業権」という形で制度化し、資源の保護と漁業の調整・取締を図ること。</u></p>	<p>◆ <u>旧来の漁業制度が漁村の封建制の基盤であり、漁業生産力の発展を阻害していたとの認識に立ち、新しい漁場利用秩序の構築により水面を高度利用し、漁業生産力の向上と漁村の民主化を図ること。</u></p>
漁業権の種類	<p>◆ <u>専用漁業《地先水面・慣行》、定置漁業、区画漁業及び特別漁業の4種類に区分。</u></p>	<p>◆ <u>専用漁業権と特別漁業権を廃止し、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権の3種類に整理。</u></p>

項目	明治漁業法	戦後漁業法
<p>条文</p>	<p><b>第四條</b> <u>漁具ヲ定置シ又ハ水面ヲ区画シテ漁業ヲ為スノ権利ヲ得ムトスル者ハ行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ其ノ免許スヘキ漁業ノ種類ハ主務大臣之ヲ指定ス</u></p> <p><b>第五條</b> <u>水面ヲ専用シテ漁業ヲ為スノ権利ヲ得ントスル者ハ行政官庁ノ免許ヲ受クヘシ</u>  <u>前項ノ免許ハ漁業組合カ其ノ地先水面ノ専用ヲ出願シタル場合ノ外之ヲ与ヘス</u></p> <p><b>第六條</b> <u>前二條ノ外主務大臣ニ於テ免許ヲ受ケシムル必要アリト認ムル漁業ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム</u></p>	<p><b>第六条</b> この法律において「<u>漁業権</u>」とは、<u>定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権</u>をいう。</p> <p>2 「<u>定置漁業権</u>」とは、定置漁業を営む権利をいい、「<u>区画漁業権</u>」とは、区画漁業を営む権利をいい、「<u>共同漁業権</u>」とは、共同漁業を営む権利をいう。</p> <p>(以下、省略)</p>

# 【明治漁業法(M43)】

# 【戦後漁業法(S24)】



項目	明治漁業法	戦後漁業法
漁業権の性質	<p>◆ <u>漁業権と入漁権は「物権」とみなされ、土地に関する規定を準用。譲渡や賃貸が可能であった。</u></p>	<p>◆ <u>同左。しかし、貸付は一切禁止され、譲渡や抵当権の設定等も例外を除いて、原則として認められていない。</u></p>
条文	<p><u>第七條 漁業権ハ物権ト看做シ土地ニ関スル規定ヲ準用ス</u></p> <p><u>第十三條 入漁権ハ物権ト看做ス</u></p> <p><u>第十五條 漁業権又ハ入漁権ノ各共有者ハ他ノ共有者ノ同意アルニ非サレハ其ノ持分ヲ処分スルコトヲ得ス</u></p>	<p><u>第二十三条 漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用する。</u></p> <p><u>第四十三条 入漁権は、物権とみなす。</u></p> <p><u>第二十六条 漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合を除き、移転の目的となることができない。</u></p> <p><u>第二十九条 漁業権は、貸付けの目的となることができない。</u></p>



項目	明治漁業法	戦後漁業法
漁業権の存続期間	<p>◆ 免許は申請者の「<u>先願主義</u>」がとられ、かつ、それら<u>漁業権の存続期間は20年以内</u>、かつ「<u>更新</u>」も可能とされたことから、<u>その権利が半永久化</u>。</p>	<p>◆ <u>漁業権の存続期間は、共同漁業権は10年、定置漁業権と区画漁業権は5年</u>。また、免許手続きは、<u>県が定めた漁場計画に基づき、「一斉更新」によって免許する新たな制度を導入</u>。</p>
条文	<p><u>第十六條 漁業権ノ存続期間ハ二十年以内ニ於テ行政官庁ノ定ムル所ニ依ル</u>(以下、省略)  <u>前項ノ期間ハ漁業権者ノ申請ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得</u></p>	<p><u>第二十一条 漁業権の存続期間は、免許の日から起算して、定置漁業権又は区画漁業権にあつては五年、共同漁業権にあつては十年とする。</u>  <b>(昭和37年改正)</b>  ● <u>真珠養殖業及び第2種区画漁業権(築堤式・網仕切式・溜池式)は10年に延長。</u></p>

項目	明治漁業法	戦後漁業法
<p data-bbox="83 446 247 882">「組合免許」と「経営者免許」</p> <p data-bbox="65 1053 264 1189">条文は省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="295 218 1029 504">◆ <u>専用漁業権</u>《<u>地先水面・慣行</u>》のみが<u>漁業組合免許</u>。その他の漁業権は<u>全て経営者免許</u>。</li> <li data-bbox="295 518 1029 961">◆ 「<u>地先水面専用漁業</u>」は、<u>漁業組合に前浜漁場を特権的に利用する権利（一村専用）を認めたもので、現在の「第1種共同漁業」に相当</u>。</li> <li data-bbox="295 975 1029 1346">◆ 「<u>慣行専用漁業</u>」は、<u>入会慣行のある漁業組合に特定漁場（他村入会等）の漁業権を認めたもので、「入漁権」に相当</u>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1058 218 1866 575">◆ <u>共同漁業権と指定の区画漁業権</u>（後の「<u>特定区画漁業権</u>」）は、<u>漁協又は漁連に免許される「組合管理漁業権」</u>。 この場合、「<u>漁業権行使規則</u>」に基づいて組合員に行使させる規定を整備。</li> <li data-bbox="1058 818 1866 1346">◆ <u>定置漁業権と指定された区画漁業権</u>は、<u>旧法と同じく経営者免許とされたが、漁業権の種類ごとに定められた「優先順位」（第15条）によって免許するという新たな制度を導入</u>。</li> </ul>

# 《漁業権対象者と存続期間》

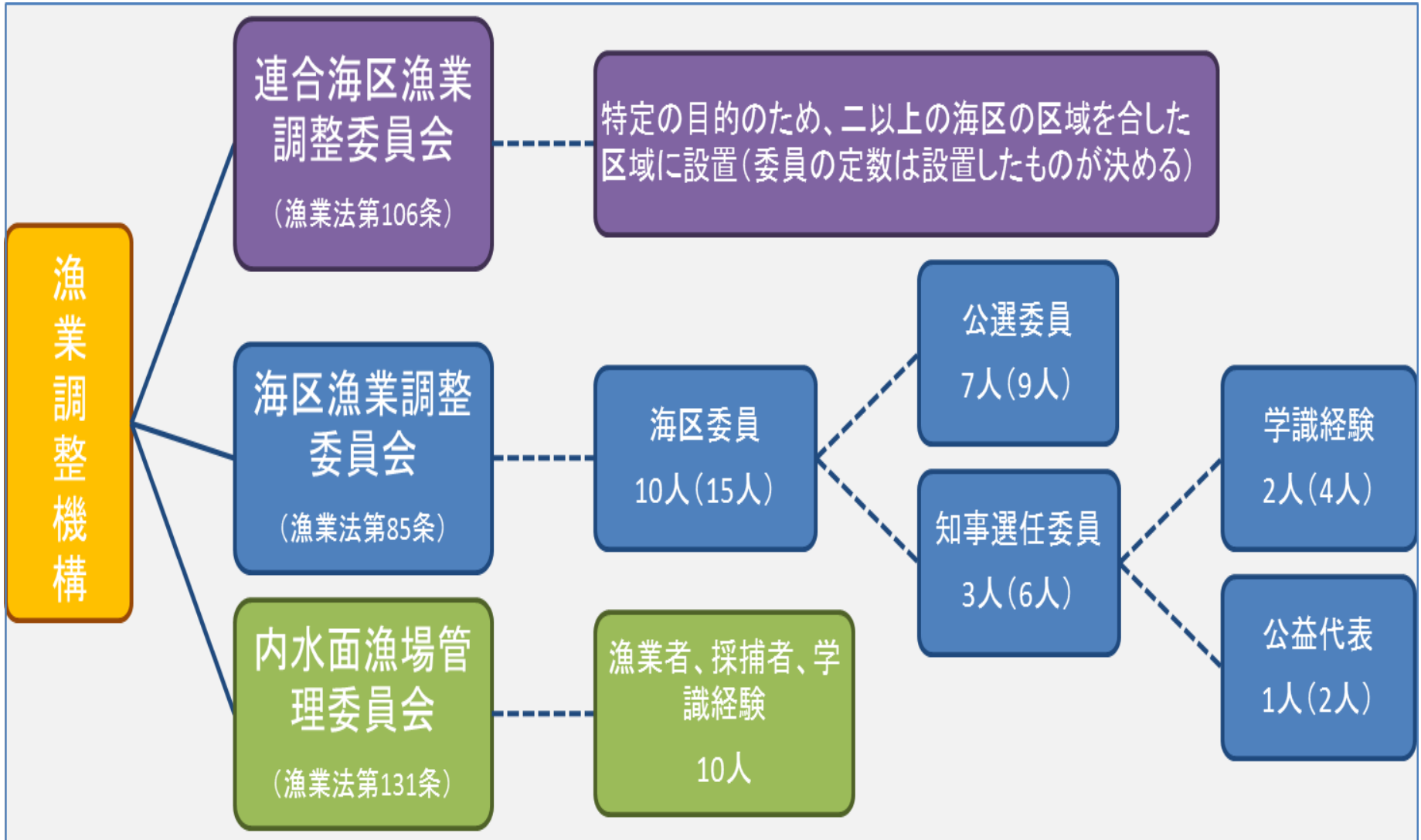
旧漁業法(M43)			戦後 漁業法(S24)			
種 別	漁業権対象者	漁業権 存続期間	種 別	漁業権対象者	漁業権 存続期間	
専用漁業権	漁業組合	}	共同漁業権	漁協又はその連合会	10年	
定置漁業権			定置漁業権	経営者 (漁協・個人・会社等)	5年	
区画漁業権	経営者 (組合・個人・会社 等)		20年 更新可能	区画漁業権 (ひび建・かき・第3種・内水 面)	漁協又はその連合会	5年
特別漁業権				区画漁業権 (真珠・藻類・小割式・第2種)	経営者 (漁業者又は漁業従事者・ 個人・会社等)	5年

# 《漁業権免許の法定優先順位：S24》

	定置漁業権	区画漁業権		
		藻類・小割式・第2種 (築堤・網仕切等)	ひび建・かき・内水面の魚類・第3種 (貝類)	真珠養殖
第一順位	地元地区に居住する漁民の7割以上が組合員である漁協、又はこれと実体を同じくする法人	漁業者又は漁業従事者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁協又は連合会が第一順位。 但し、これらが申請しなかった場合は、地元地区に居住する漁民の7割以上が構成員となっている法人	漁業者又は漁業従事者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第二順位	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者(地元居住者、同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	地元漁民の7人以上で構成される法人	その他の者(真珠養殖業の経験者、無経験者は地元居住者を優先)
第三順位	漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		漁業者又は漁業従事者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	
第四順位	その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)		その他の者(同種漁業経験者、他の沿岸漁業経験者、その海区での経験者を優先)	

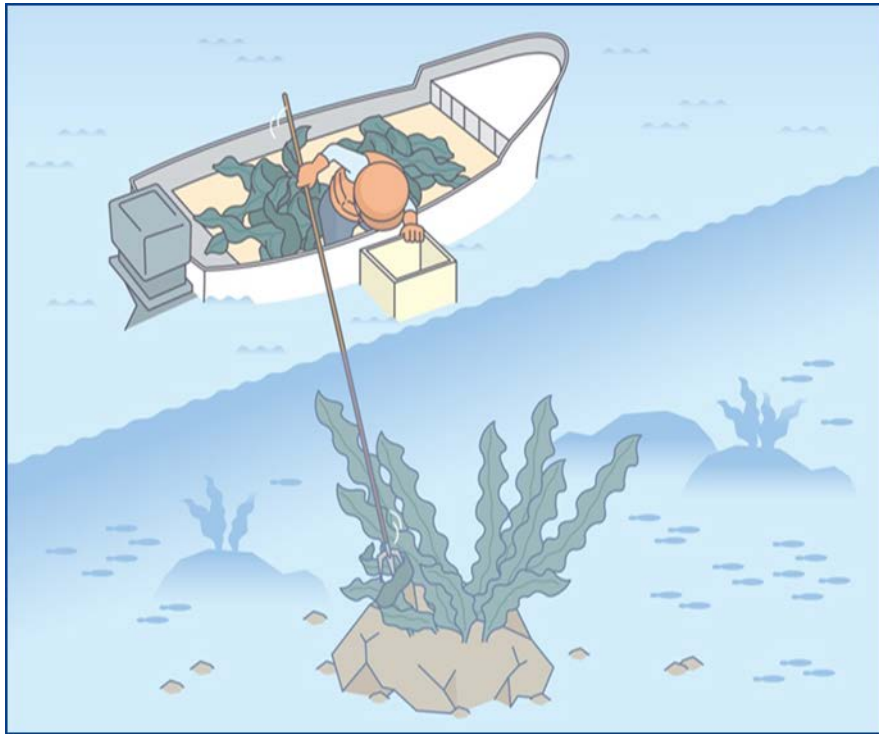
項目	明治漁業法	戦後漁業法
<p data-bbox="54 515 247 654">特徴・相違点</p> <p data-bbox="54 825 247 963">条文は省略</p>	<p data-bbox="285 218 1029 661">◆ <u>明治漁業法は、現行の「水産資源保護法」及び「水産業協同組合法」に相当する条文を内包しており、包括的な漁業法としての体系を備えていた。</u></p> <p data-bbox="285 746 440 803">《参考》</p> <ul data-bbox="285 811 1029 1053" style="list-style-type: none"> <li>● 「水産資源保護法」に該当する条文(第34条、第36～39条)</li> <li>● 「水産業協同組合法」に該当する条文(第42～54条)</li> </ul>	<p data-bbox="1058 218 1879 889">◆ <u>戦後漁業法における最大の特色が「漁業調整委員会」の設置であり、「漁業調整機構」の運用によって水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図る」(第1条)という目的を達成するために制度化された。</u></p> <p data-bbox="1058 903 1879 1346">◆ <u>委員会の特徴は、大臣又は知事の諮問機関、建議機関であるばかりではなく、自ら裁定・指示・認定などを行う決定機関としての権能を付与されたところある。</u></p>

# 《漁業調整機構：S24》

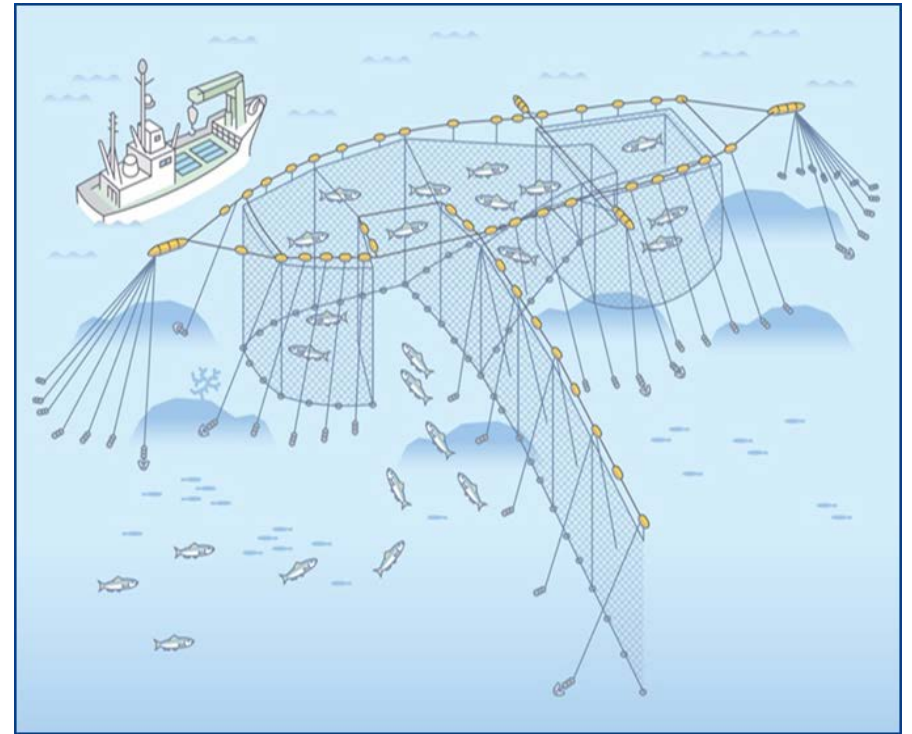


(注) 上表の括弧内は、現在の定数

# おわり



採藻(第1種共同漁業)



小型定置(第2種共同漁業)